



・現在、育児休業中で保険料免除の申出をされている被保険者が続けて産前産後休業を取得する場合、産前産後休業の保険料免除が優先されます。育児休業中に産前産後休業を取得した場合は、産休開始日の前日で育児休業は終了となりますが、『育児休業等取得者終了届』の提出は不要です。

・役員、経営担当者等の使用者は産前産後休業取得の申出はできますが、育児休業等取得の申出は、原則できませんのでご注意ください。

提出者記入欄：事業所記号は下図を参照し、新規適用時に付された記号を記入してください。

＜共通記載欄＞ ①～⑧は必ず記入してください。出産後に提出する場合は⑨も記入してください。

- お知らせ

この申出により、産前産後休業を開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までの期間について、健康保険の保険料が事業主・被保険者分とも免除されます。

なお、産前産後休業による保険料免除の期間内に支払われた賞与等は、保険料は徴収されませんが標準賞与額として決定され、健康保険の年度累計額に算入されます。

終了日の翌日が属する月分から健康保険の保険料が発生します。

産前産後休業終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出することができます。ただし、終了後引き続き育児休業等を開始する場合は、産前産後休業終了時報酬月額変更に該当しませんので、『育児休業等取得者申出書』のみを提出してください。